



2026年1月16日

各 位

会社名 T O A 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 谷口 方啓  
(コード番号 6809 東証プライム)  
問合せ先 執行役員経営管理本部長 木原 功雄  
(TEL 078-303-5620)

### 第三者割当増資における発行株式数の確定に関するお知らせ

2025年12月8日開催の当社取締役会において、公募による自己株式の処分（一般募集）および当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議いたしました第三者割当による新株式発行に関し、割当先である野村證券株式会社より発行予定株式数の全部につき申込みを行う旨通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 発 行 新 株 式 数	600,000 株 (発行予定株式数 600,000 株)
(2) 払 込 金 額 の 総 額	897,720,000 円 (1株につき 1,496.20 円)
(3) 増 加 す る 資 本 金 の 額	448,860,000 円 (1株につき 748.10 円)
(4) 増加する資本準備金の額	448,860,000 円 (1株につき 748.10 円)
(5) 申込期間（申込期日）	2026年1月20日(火)
(6) 払 込 期 日	2026年1月21日(水)

#### <ご参考>

- 上記の第三者割当増資は、2025年12月8日開催の当社取締役会において、公募による自己株式の処分（一般募集）および当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議されたものであります。

当該第三者割当増資の内容等については、2025年12月8日付の「自己株式の処分および株式売出しならびに新株式発行に関するお知らせ」および2025年12月16日付の「処分価格および売出価格等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当増資における発行株式数の確定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

## 2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	34,136,635株
今回の増加株式数	600,000株
増資後の発行済株式総数	34,736,635株

## 3. 第三者割当増資による調達資金の使途

上記の第三者割当増資に係る手取概算額 892,720,000 円については、当該第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額 5,975,800,000 円と合わせ、手取概算額合計 6,868,520,000 円について、2029 年 3 月末までに、災害時や有事における緊急放送の運用の複雑さを解消する「報せるプラットフォーム」の開発ならびに海外での商品競争力強化や環境負荷低減などの付加価値向上および商品ラインナップの統合を加速させるための試験研究を目的とした資金として 3,732,000,000 円を、商品の Web オーダーに関わる EC 整備および CRM や出荷自動化・生産自動化などのデジタルツール導入資金ならびに統合基幹システムの更新のための資金として 1,119,000,000 円を、温室効果ガス排出量の削減に配慮した建物設計、オフィス環境の改善による従業員エンゲージメントの向上、今後の事業展開を見据えた併設ホールの機能見直し・強化を目的とした本社改修工事の設備投資資金として 2,017,520,000 円を充当する予定であります。

詳細につきましては、2025 年 12 月 8 日に公表いたしました「自己株式の処分および株式売出しならびに新株式発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当増資における発行株式数の確定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の勧説ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。